

(1)基本利用料(1日あたり)

自己負担額(1割):円

要介護度	単位数	自己負担額(1割)
1	589	642
2	659	718
3	732	798
4	802	875
5	871	950

(2)その他の加算

加算	単位数	自己負担額 (1割)	内容
①初期加算	30	33円/日	入所後30日間、また、28日以上入院後に再入所した場合。
②外泊時費用	246	269円/日	利用者の入院・外泊については、1か月に6日を限度として算定する。
③精神科医療 指導加算	5	6円/日	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合。
④個別機能訓練 加算	(I) 12	13円/日	(I) 機能訓練指導員が他職種と共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合。
	(II) 20	22円/月	(II) (I)を算定し、かつ厚生労働省に個別機能訓練計画の情報を提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために情報を活用した場合。
⑤栄養マネジメント 強化加算	11	12円/日	低栄養状態のリスクが高い利用者に対し、管理栄養士等が他職種と共同して作成した栄養ケア計画に基づき食事の観察、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を行う。低栄養状態のリスクが低い利用者にも食事の変化を把握し、早期に対応する。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたり栄養管理の適切かつ有効な実施のために情報を活用した場合。
⑥科学的介護 推進体制加算	(I) 40	44円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報((II)では加えて既往歴及び同居家族等の情報)を厚生労働省に提出していること。また、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
	(II) 50	55円/月	

⑦退所前後訪問相談援助加算	460	502円/日	退所前及び退所後に居宅を訪問して、退所後の生活について相談を行った場合。(2回以内)
⑧退所時相談援助加算	400	436円/日	退所にあたって、居宅サービスの相談援助を行い、かつ、市町村等に対して、利用者の居宅サービスに必要な情報を提供した場合。
⑨退所前連携加算	500	545円/日	退所に先立ち、居宅介護支援事業者等に対して、利用者の居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。
⑩看護体制加算	(I) 4 (II) 8	(I) 5円/日 (II) 9円/日	(I) 常勤の看護師を1名以上配置している場合。 (II) 常勤の看護師を1名以上配置し、利用者に対して、24時間体制を確保し、かつ、健康管理を行う体制を確保している場合。
⑪配置医師緊急時対応加算	325/回	354円/回	次の基準に適合しているものとして届け出を行った指定介護老人福祉施設において、配置医師が施設の求めに応じ、早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)、深夜(午後10時から午前6時まで)又は配置医師の通常の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く。)に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に所定単位を算定する。
	夜間早朝の場合 650/回	709円/回	配置医師が、緊急時に早朝・夜間または深夜に施設を訪問し利用者の診療を行った場合。
	深夜の場合 1300/回	1,417円/回	
⑫看取介護加算	死亡日以前 31日～45日 以下 (I)(II) 72	(I)(II) 79円/日	(I) 看護体制加算を算定し、厚生労働大臣が定める基準に該当する利用者について看取り介護を行った場合。(死亡日以前31日以上45日以下、4日以上30日以下、死亡日の前日及び前々日、死亡日) (II) 24時間対応できる医療提供体制を整備し、施設内で実際に看取った場合。
	死亡以前 4日～30日 以下 (I)(II) 144	(I)(II) 157円/日	
	死亡前日 ～前々日 (I) 680 (II) 780	(I) 742円/日 (II) 851円/日	
	死亡日 (I) 1280 (II) 1580	(I) 1,396円/日 (II) 1,723円/日	

⑬夜勤職員配置加算	13	15円/月	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準による夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の職員を配置している場合。
⑭口腔衛生管理加算	(I)90 (II)110	(I)99円/月 (II)120円/月	(I) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、利用者の口腔ケアについて介護職員に対して具体的な技術的助言及び指導を行う。歯科衛生士が利用者の口腔に関する介護職員からの相談に応じ対応する場合。 (II) (I)に加えて計画の情報等を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合。
⑮褥瘡マネジメント加算	(I)3 (II)13	(I)4円/月 (II)15円/月	(I) 利用者全員に対して3ヶ月に1回評価を行い、厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施にあたって情報等を活用する。褥瘡の発生リスクがある利用者に対して、褥瘡ケア計画に基づき褥瘡管理を行なった場合。 (II) 褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡の発生がない場合。
⑯排泄支援加算	(I)10 (II)15 (III)20	(I)11円/月 (II)17円/月 (III)22円/月	(I) 排泄に介護を要する利用者ごとに、医師、看護師が連携して施設入所時及び6か月に1回評価を行い、結果を厚生労働省に提出する。 加えて医師、看護師、介護支援専門員が共同して介護要因分析を行い、支援計画を作成し支援を継続して実施する。3か月に1回支援計画の見直しを行っている場合。 (II) (III) その結果、排泄状態の維持・改善がなされている場合に段階的に算定する。
⑰日常生活継続支援加算	36	40円/日	介護福祉士の数が、常勤換算で入所者6に対して1以上であり、かつ、以下のいずれかを満たす場合。 ・ 新規入所者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上 ・ 新規入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上 ・ たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上
⑱安全対策体制加算	20	22円/入所時1回 限り	事故の発生または再発を防止するための指針・報告方式・原因分析・再発防止策の周知を職員に周知徹底する取り組みがあり、事故防止を目的とした委員会活動や研修の実施を行う体制を基本としたうえで、外部研修を受けた担当者を設置して安全対策を実施する体制を整備している場合に算定する（体制整備がされていない場合は6円/日の減算）。

⑱介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	加算率 14.0%		介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる措置を講じた場合に所定単位数(基本サービス費+各種加算の総単位数)に加算率を乗じた単位数で算定する。
⑳協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100(令和6年度) 50(令和7年度以降)	109円/月(令和6年度) 55円/月(令和7年度以降)	次の①～③の要件を全て満たす場合1月に100単位の加算があります。 ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を協力医療機関が常時確保していること。 ②施設側から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること(ただし、緊急時いつでも入院できるベッドが確保されているわけではありません)。
㉑協力医療機関連携加算(Ⅱ)	5	5円/月	上記(Ⅰ)以外の場合、1月に5単位の加算があります。
㉒高齢者施設等感染対応向上加算(Ⅰ)	10	11円/月	次の①～③の全ての要件を満たす場合に1月に10単位の加算があります。 ①感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ②協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療起案当と連携し適切に対応していること。 ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行なう院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
㉓高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	5円/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染症が発生した場合の完成制御当に係る実地指導を受けていることで、1月に5単位の加算があります。
㉔新興感染症等施設療養費	240	262円/日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症(現時点で指定されているものではありません)に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として、日に240単位を算定します。

※ここに示した自己負担額は目安です。実際の額は1か月分の利用料を合算したうえで1円未満の端数を処理します。

3) 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合に応じた自己負担額になります。

自己負担割合	
1割	上記記載自己負担額
2割	上記記載自己負担額の2倍の額
3割	上記記載自己負担額の3倍の額

(4) 食費・居住費

食費	1,565円/日	負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている下記の負担限度額となります。
----	----------	--

所得段階	負担限度額	補足給付	合計
第1段階（生活保護を受給）	300円	1,145円	1,445円
第2段階（年金80万円以下）	390円	1,055円	1,445円
第3段階①（年金80万円超120万円以下）	650円	795円	1,445円
第3段階②（年金120万円超）	1,360円	85円	1,445円
第4段階（年金266万円超）	1,565円	0円	1,565円

居住費	多床室 915円/日	負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている下記の負担限度額となります。
	従来型個室 1,231円/日	

所得段階		負担限度額	補足給付	合計
第1段階 （生活保護を受給）	多床室	0円	915円	915円
	従来型個室	380円	851円	1,231円
第2段階 （年金80万円以下）	多床室	430円	485円	915円
	従来型個室	480円	751円	1,231円
第3段階① （年金80万円超120万円以下）	多床室	430円	485円	915円
	従来型個室	880円	351円	1,231円
第3段階② （年金120万円超）	多床室	430円	485円	915円
	従来型個室	880円	351円	1,231円
第4段階 （年金266万円超）	多床室	915円	0円	915円
	従来型個室	1,231円	0円	1,231円

5) その他の料金

名称	金額	説明
利用者の選択により購入した日常生活用品等	実費	歯ブラシ、髭剃り、入れ歯洗浄剤、お菓子、飲み物等
利用者の選択による嗜好品等	86円 140円	コーヒー、紅茶、ココア ポカリスエット(300ml)カルピス(280ml)
利用者の選択による日用品等	72円 167円 133円 35円 10円	ボックスティッシュ 単1乾電池 単2乾電池 単3乾電池 単4乾電池 コピー代(白黒)
行事・レクリエーション参加費	実費相当額	クラブ活動、レクリエーション等、全員参加ではない、選択的な行事については、実費相当額を行事参加費として負担していただきます。車両を使用した10kmを超過する外出プログラムの参加についても、同じく実費相当額をご負担いただきます。
日常的外出 (車輛使用)	負担なし	10km以内の日常的外出に伴う送迎費用として、車両を使用した時にご負担頂きます。
金銭管理サービス利用料	1,250円/月	法人が定める『特別養護老人ホーム預り金等取扱規程』に基づき、利用者や家族等の管理が困難な方に対し、現金、預・貯金の通帳、有価証券・不動産の権利證等の重要書類、実印の管理の他、上井草園の利用料等の支払いの代行を有料で行います。
移送サービス利用料	1km未満は250円 2km以降は1kmごとに 195円追加 (片道の料金)	福祉有償運送事業の規定に基づき、施設車両を使つてのご利用者の都合による外出については、その運転および乗車・降車時の介助を有料で行います。 ご利用にあたっては事前に登録(無料)が必要です。
理髪・美容サービス利用料	1,500円	理髪・美容サービスを実施しています。ご希望により、有料で利用することができます。
各種予防接種の費用(新型コロナ、インフルエンザ、肺炎球菌等)	実費	希望者に対して、各種予防接種を実施します。実費を負担していただきます。
医療費	医療保険による 自己負担	当施設で行う健康管理や療養指導以外の医療につきましては、他の医療機関の精神科、歯科等の医師による往診や通院・入院により対応します。医療保険による自己負担をしていただきます。 ※上井草園の嘱託医が行う診療や定期健康診断は無料です。

※その他、個別に希望された物品等については利用者の全額負担とします。

(6) 軽減制度

介護保険利用者負担額について、特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）・当法人による生計困難者に対する利用者負担軽減事業・高額介護サービス費の軽減制度があります。
詳しくは生活相談員にご相談ください。

私は、本書面により、上井草園から、2024年11月1日以降の介護老人福祉施設サービスの利用料金について説明を受け、これを了承しました。

年 月 日

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

利用者との続柄・関係
